

岩倉市一時保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の労働、病気等により断続的又は緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業（以下「一時保育」という。）を行うことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において「一時保育」とは、次の各号に掲げるものとし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項に規定する認定を受けていない満1歳から小学校就学前までの児童（以下「児童」という。）であって、事業内容及び事業ごとの対象となる児童は、次のとおりとする。

(1) 非定型的保育サービス事業

保護者の労働、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日を限度として断続的に家庭において必要な保育（以下「家庭保育」という。）が困難となる児童に対する事業

(2) 緊急保育サービス事業

保護者等の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対する事業

(3) リフレッシュ保育サービス事業

保護者の育児に伴う心理的又は肉体的負担を解消その他一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス事業

(実施保育園及び定員)

第3条 一時保育を行う保育園（以下「実施保育園」という。）は、市長が別に定める。

2 一時保育の定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。ただし、その保護者等の状況を考慮し、一時保育の実施に支障のない範囲内で定員を超えて受け入れることができる。

(1) 非定型的保育サービス事業及び緊急保育サービス事業 実施保育園1か所につき1日当たり15人

(2) リフレッシュ保育サービス事業 実施保育園1か所につき1日

たり 6 人

(保育期間)

第 4 条 保育の期間は、次のとおりとする。

- (1) 非定型的保育サービス事業 1 か月 1 4 日以内とする。
- (2) 緊急保育サービス事業 一時保育を要する期間。ただし、1 か月 1 4 日以内とする。
- (3) リフレッシュ保育サービス事業 一時保育を要する期間。ただし、1 か月 3 日以内とする。

2 前項第 1 号の規定による期限が到来した場合において、なおその児童に一時保育の必要があると認められるときは、再度申込みをすることができる。

3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、市長が保育期間の延長が真にやむを得ないと認めた場合は、必要最小限で保育期間を延長することができる。

(保育時間)

第 5 条 当該事業にかかる保育時間は、非定型的保育サービス事業及び緊急保育サービス事業は 1 日 8 時間以内とし、リフレッシュ保育サービス事業は 1 日 6 時間内とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、保護者等の就労時間その他家庭の状況を考慮して、非定型的保育サービス事業及び緊急保育サービス事業の保育時間を実施保育園の開園時間の範囲内において延長することができる。

(休業日)

第 6 条 一時保育の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める日

(申込み手続)

第 7 条 一時保育を受けようとする児童の保護者は、保育園入園（一時保

育) 申込書(様式第1)に必要な証明書を添付して、市長に申込みしなければならない。

(入園決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、必要な調査を行い入園の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により入園を許可したときは、保育園入園(一時保育)許可通知書(様式第2)により保護者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により入園を許可しなかったときは、保育園入園(一時保育)不許可通知書(様式第3)により保護者に通知する。

(保育料の徴収)

第9条 市長は、前条の規定により入園した児童の保護者から児童1人につき、別表に定める保育料を徴収する。

2 第5条第2項の規定により保育時間を延長したときは、岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則(平成27年岩倉市規則第2号)第7条に定める延長保育料を徴収する。

3 市長は、前条第2項で決定された一時保育を行う日数に基づき保育料を月単位で決定し、保育料(一時保育)決定通知書(様式第4)により保護者に通知するものとする。

4 市長は、生活の困窮、災害その他特別の理由ある者に対しては、保育料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(委託)

第10条 市長は、一時保育を次に掲げる基準を満たす者に委託することができる。

(1) 一時保育を実施するための専用の保育室を有していること。

(2) 一時保育を実施するために、必要な保育士を配置すること。

(3) その他一時保育を適正に実施することができると認められるものであること。

2 前項の規定により一時保育を委託する場合、前条に規定する保育料の徴収を一時保育受託者に委託することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

年齢の区分	保 育 料（日 額）
3 歳 未 満	2, 1 0 0 円
3 歳	9 0 0 円
4 ・ 5 歳	8 0 0 円

様式第1(第7条関係)

非・緊・リ 第 ー 号

保育園入園(一時保育)申込書

年 月 日

岩倉市長 殿

保護者 住所
氏名
電話

一時保育を受けたいので次のとおり申し込みます。

入園を希望する具体的な理由	1 非定型的保育 2 緊急保育 3 リフレッシュ保育	
---------------	----------------------------------	--

入園児童名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	年齢
		男・女	年 月 日	歳

区分	氏名	入園児童との続柄	年齢	性別	職業	勤務先	
入園児童の家庭の状況		父	歳	男			
		母	歳	女			
				歳	男・女		
				歳	男・女		
				歳	男・女		
				歳	男・女		
				歳	男・女		

入園を希望する期間(日)	希望する保育時間
年月日から 年月日まで (ただし、週のうち 曜日を希望)	① 平日 (午前 : ~ 午後 :) ② 土曜日 (午前 : ~ 午後 :)

緊急連絡先	TEL
-------	-----

様式第2(第8条関係)

非・緊・リ 第 一 号

保育園入園(一時保育)許可通知書

年 月 日

様

岩倉市長

保育園への入園については、次のとおり許可いたしますので通知します。

入園する児童氏名
及び生年月日

年 月 日生 (歳)

入園する保育園
の 名 称

通園日・通園期間

(1. 非定型的保育 2. 緊急保育 3. リフレッシュ保育)

年 月 日 から 年 月 日 まで

保 育 時 間

平日 午前 時 分 から 午後 時 分まで

土曜日 午前 時 分 から 午後 時 分まで

備考 1. 保育料については、別途通知します。

2. 利用開始後、住所、利用申請理由その他に変更がある場合、及び途中で
利用を辞退する場合は、必ず届け出てください。

様式第3(第8条関係)

保育園入園(一時保育)不許可通知書

年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けにて申請のありました保育園への入園については、次のとおり不許可としましたから通知します。

児童の氏名
及び生年月日

年 月 日生 (歳)

不許可理由

様式第4(第9条関係)

非・緊・リ 第 ー 号

保 育 料 (一 時 保 育) 決 定 通 知 書

年 月 日

様

岩倉市長

一時保育に係る 月分保育料については、次のとおり決定しましたから通知します。

つきましては、別添の納入通知書により納入してください。

児 童 の 氏 名
及 び 生 年 月 日

年 月 日生 (歳児)

保 育 料

円

(日額 円 × 月分保育日数 日)